

令和6年12月定例会
(2024年)

議案書③

11月28日提出

【条例】

市議案第 1 0 7 号

職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について

職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公務員法に基づき，職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として市規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うに

つき他の法律に特別の規定があるものであって学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

（3） 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（4） 前3号に掲げる教育施設のほか、当該職員に関し特に公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認めるもの（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

（1） 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

（2） 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取る

ことにより，十分な意思疎通を図るものとする。

（自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第 10 条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において，部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは，当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち，職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては 100 分の 100 以下，それ以外のものにあつては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ，その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年豊中市条例第 8 号）第 10 条第 1 項の市規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日において，その者の号給を調整することができる。

2 前項の規定による号給の調整が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは，同項の規定にかかわらず，その者の号給を調整することができる。

（自己啓発等休業をした職員の退職手当の取扱い）

第 11 条 退職手当条例（昭和 28 年豊中市条例第 13 号）第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 1 項第 2 号（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については，自己啓発等休業をした期間は，同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第 7 条第 1 項第 2 号の規定の適用については，同号中「その 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については，その月数）」とあるのは，「その月数（地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項

に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する場合については、その2分の1に相当する月数)」とする。

(委任規定)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による承認の申請は、第6条の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「休職中の職員」を「休職中の職員，自己啓発等休業中の職員」に改める。

- 4 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の2を第15条の2の3とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の2の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の3を第13条の4とし、第13条の2の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第13条の3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受

けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 6 市立豊中病院職員定数条例（平成２５年豊中市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条ただし書中「休職中の職員」を「休職中の職員，自己啓発等休業中の職員」に改める。

市議案第 1 0 8 号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員
の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定す
るものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所の設置に伴い，給与控除に関する規定及び宿日直
手当の額を改正するとともに，社会福祉業務従事職員の特殊勤
務手当の支給対象業務を追加するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(給与からの控除) 第18条の2 職員の給与からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものについて行うものとする。 (1)～(3) (省 略) (4) 幼保連携型認定こども園及び障害者施設（市規則で定めるものに限る。）における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額 (5)・(6) (省 略) (宿日直手当) 第24条 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき、宿日直手当として<u>5, 100円</u>（<u>執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務については、7, 650円</u>）を支給する。ただし、勤務時間が5時間15分以内の場合は、勤務1回につき<u>2, 550円</u>とする。 2 (省 略)	(給与からの控除) 第18条の2 職員の給与からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものについて行うものとする。 (1)～(3) (省 略) (4) 幼保連携型認定こども園、<u>一時保護施設及び</u>障害者施設（市規則で定めるものに限る。）における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額 (5)・(6) (省 略) (宿日直手当) 第24条 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき、宿日直手当として<u>6, 000円</u>を支給する。ただし、勤務時間が5時間15分以内の場合は、勤務1回につき<u>3, 000円</u>とする。 2 (省 略)

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)																		
第8条 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に定める場合に支給する。 (1) 社会福祉事務の主管課に所属する職員が、法令に基づく公の保護その他の措置の実施に関し、家庭訪問による調査又は<u>指導業務</u>に従事したとき。 (2) (省 略) 別表 各種手当額表 <table border="1" data-bbox="179 858 1108 1192"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当</td><td>(1) (省 略)</td></tr> <tr> <td>(2) (省 略)</td></tr> <tr> <td>(省 略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(省 略)		社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	(1) (省 略)	(2) (省 略)	(省 略)	第8条 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に定める場合に支給する。 (1) 社会福祉事務の主管課に所属する職員が、法令に基づく公の保護その他の措置の実施に関し、家庭訪問による調査又は<u>指導業務（次号に規定する業務を除く。）</u>に従事したとき。 (2) <u>児童相談所又は一時保護施設に勤務する市規則で定める職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事したとき。</u> (3) (省 略) 別表 各種手当額表 <table border="1" data-bbox="1135 858 2065 1192"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当</td><td>(1) (省 略)</td></tr> <tr> <td>(2) <u>児童相談所業務</u> <u>1日につき</u> 1, 0 0 0 円</td></tr> <tr> <td>(3) (省 略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(省 略)		社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	(1) (省 略)	(2) <u>児童相談所業務</u> <u>1日につき</u> 1, 0 0 0 円	(3) (省 略)	(省 略)	
区分	金額																		
(省 略)																			
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	(1) (省 略)																		
	(2) (省 略)																		
	(省 略)																		
区分	金額																		
(省 略)																			
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	(1) (省 略)																		
	(2) <u>児童相談所業務</u> <u>1日につき</u> 1, 0 0 0 円																		
	(3) (省 略)																		
(省 略)																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 1 0 9 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（生活指導等） 第19条（省 略） 2～5（省 略） （生活指導等） 第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（<u>第2項</u>を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） 第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2（省 略）	（生活指導等） 第19条（省 略） 2～5（省 略） <u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u> （生活指導等） 第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。 2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（<u>第2項及び第6項</u>を除く。）の規定を準用する。 （作業指導） 第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。 2（省 略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 1 1 0 号

豊中市児童相談所条例の設定について

豊中市児童相談所条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所設置市への移行に伴い，児童相談所の名称，位置及び所管区域について定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童相談所条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき，児童相談所を設置する。

(名称，位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市児童相談所

(2) 位置 豊中市岡上の町2丁目1番15号

(3) 所管区域 豊中市全域

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は，市規則で定める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

市議案第 1 1 1 号

豊中市児童福祉審議会条例の設定について
豊中市児童福祉審議会条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童福祉審議会を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき設置する豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査審議事項)

第 2 条 審議会の調査審議事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において、審議会は、同法第 25 条に規定する合議制の機関とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、3 年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（次項にお

いて「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に招集される審議会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者が不在の場合における審議会の招集及び委員長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第80号を第81号とし、第17号から第79号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 児童福祉審議会

委員 日額 9,700円

ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定に基づく事項その他市長が定める事項について調査審議する場合は、日額18,400円とする。

第4条第3項中「同項第79号及び第80号」を「同項第80号及び第81号」に改める。

第5条第2項中「第78号」を「第79号」に、「同項第79号及び第80号」を「同項第80号及び第81号」に改める。

- 4 豊中市社会福祉審議会条例（平成23年豊中市条例第42

号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「19人」を「14人」に改め、同条を第2条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

- 5 豊中市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年豊中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第81号を第82号とし、第69号から第80号までを1号ずつ繰り下げ、第68号の次に次の1号を加える。

(69) 都市公園指定管理者選定評価委員会

委員 日額 9,700円

第4条第3項中「同項第80号及び第81号」を「同項第81号及び第82号」に改める。

第5条第2項中「第79号」を「第80号」に、「同項第80号及び第81号」を「同項第81号及び第82号」に改める。

市議案第 1 1 2 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所設置市への移行に伴い，乳児院等に係る基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
目次 第1章・第2章 （省 略） 第3章・第4章 （省 略） 第5章 雑則（第41条） 附則 （定義） 第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所であって、市長の監督に属するものをいう。	目次 第1章・第2章 （省 略） <u>第2章の2 乳児院（第24条の2—第24条の11）</u> 第3章・第4章 （省 略） <u>第5章 児童厚生施設（第41条—第44条）</u> <u>第6章 児童養護施設（第45条—第54条）</u> <u>第7章 福祉型障害児入所施設（第55条—第63条）</u> <u>第8章 医療型障害児入所施設（第64条—第68条）</u> <u>第9章 児童発達支援センター（第69条—第73条）</u> <u>第10章 児童心理治療施設（第74条—第81条）</u> <u>第11章 児童自立支援施設（第82条—第92条）</u> <u>第12章 児童家庭支援センター（第93条—第95条）</u> <u>第13章 里親支援センター（第96条—第101条）</u> 第14章 雑則（第102条） 附則 （定義） 第2条

(現 行)	(改 正 後)
<u>2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。</u> (最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>豊中市社会福祉審議会条例(平成23年豊中市条例第42号)</u> <u>第1条</u>に規定する<u>豊中市社会福祉審議会</u>の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 (省 略) <u>(児童福祉施設における非常災害対策)</u> 第7条 <u>児童福祉施設</u>においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。 2 (省 略)	<u>1 この条例における用語の意義は、法の例による。</u> (最低基準の向上) 第4条 市長は、<u>豊中市児童福祉審議会条例(令和6年豊中市条例第 号)</u> <u>第1条</u>に規定する<u>豊中市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 (省 略) <u>(児童福祉施設と非常災害)</u> 第7条 <u>児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第13条及び第14条第2項において同じ。)</u>においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。 2 (省 略) <u>(非常災害対策)</u> <u>第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</u> <u>2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(安全計画の策定等) <u>第7条の2</u> 児童福祉施設（<u>助産施設</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 (省 略) 3 <u>保育所</u>は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 (省 略) (自動車を運行する場合の所在の確認) <u>第7条の3</u> (省 略) 2 <u>保育所</u>は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これ	<u>3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (安全計画の策定等) <u>第7条の2の2</u> 児童福祉施設（<u>助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 (省 略) 3 <u>保育所及び児童発達支援センター</u>は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 (省 略) (自動車を運行する場合の所在の確認) <u>第7条の3</u> (省 略) 2 <u>保育所及び児童発達支援センター</u>は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを

(現 行)	(改 正 後)
を用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。 <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第13条 （省 略） （衛生管理等） 第14条 （省 略） 2 （省 略）	防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。 <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第13条 （省 略） <u>第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> （衛生管理等） 第14条 （省 略） 2 （省 略） <u>3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>（2） 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延</u>

(現 行)	(改 正 後)
3 児童福祉施設（<u>母子生活支援施設に限る。</u>）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきししなければならない。 4 （省 略） （食事） 第15条 （省 略） 2・3 （省 略） 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 （省 略） （入所した者及び職員の健康診断） 第16条 <u>児童福祉施設</u>の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に<u>基づく</u>健康診断に準じて行わなければならない。 2～4 （省 略）	<u>の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u> 4 児童福祉施設（<u>助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。</u>）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきししなければならない。 5 （省 略） （食事） 第15条 （省 略） 2・3 （省 略） 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。<u>ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。</u> 5 （省 略） （入所した者及び職員の健康診断） 第16条 <u>児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）</u>の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に<u>規定する健康診断に準じて行わなければならない。</u> 2～4 （省 略） <u>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>第24条の2 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 寝室，観察室，診察室，病室，ほふく室，相談室，調理室，浴室及び便所を設けること。</u> <u>（2） 寝室の面積は，乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。</u> <u>（3） 観察室の面積は，乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。</u> <u>第24条の3 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は，次のとおりとする。</u> <u>（1） 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。</u> <u>（2） 乳幼児の養育のための専用の室の面積は，1室につき9.91平方メートル以上とし，乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。</u> <u>（職員）</u> <u>第24条の4 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には，小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。</u> <u>2 家庭支援専門相談員は，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者，乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u> <u>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u> <u>5 看護師の数は、乳児及び満２歳に満たない幼児おおむね１．６人につき１人以上、満２歳以上満３歳に満たない幼児おおむね２人につき１人以上、満３歳以上の幼児おおむね４人につき１人以上（これらの合計数が７人未満であるときは、７人以上）とする。</u> <u>6 看護師は、保育士若しくは国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児１０人の乳児院には２人以上、乳幼児が１０人を超える場合は、おおむね１０人増すごとに１人以上看護師を置かなければならない。</u> <u>7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児２０人以下を入所させる施設には、保育士を１人以上置かなければならない。</u> <u>第２４条の５ 乳幼児１０人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</u> <u>2 看護師の数は、７人以上とする。ただし、その１人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。</u> <u>（乳児院の長の資格等）</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u> <u>(1) 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者</u> <u>(2) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</u> <u>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第22条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> <u>ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</u> <u>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</u> <u>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</u> <u>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第22条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>ならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> <u>(養育)</u> <u>第 2 4 条の 7 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u> <u>2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達^{もく}の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第 1 6 条第 1 項に規定する健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u> <u>3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u> <u>(乳児の観察)</u> <u>第 2 4 条の 8 乳児院（乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</u> <u>(自立支援計画の策定)</u> <u>第 2 4 条の 9 乳児院の長は、第 2 4 条の 7 第 1 項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> <u>(業務の質の評価等)</u> <u>第 2 4 条の 1 0 乳児院は、自らその行う法第 3 7 条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を</u>

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第26条 (省 略) 2 (省 略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法<u>(昭和22年法律第26号)</u>に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>(昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>基準府令</u>」という。)第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(4) (省 略)	<u>公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(関係機関との連携)</u> <u>第24条の11 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u> (職員) 第26条 (省 略) 2 (省 略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法<u>の規定による</u>大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4～6 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準府令第27条の2</u>第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(4) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 基準府令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）</u>の資格を有する者 (3)・(4) (省 略) (5) <u>学校教育法に基づく</u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 基準府令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者<u>（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (2) 保育士の資格を有する者 (3)・(4) (省 略) (5) <u>学校教育法の規定による</u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第28条第5号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの <u>第5章 児童厚生施設</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第41条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。</u> (2) <u>児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>を設けること。</u> <u>(職員)</u> <u>第42条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</u> <u>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>(1) 基準府令第38条第2項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u> <u>(2) 保育士の資格を有する者</u> <u>(3) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</u>又は<u>基準府令第38条第2項第4号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u> <u>(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</u> <u>(6) 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、市長)が適当と認めたもの</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> <u>イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</u> <u>ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> <u>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> <u>(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)</u> <u>第43条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。</u> <u>(保護者との連絡)</u> <u>第44条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</u> <u>第6章 児童養護施設</u> <u>(設備の基準)</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>第45条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 児童の居室，相談室，調理室，浴室及び便所を設けること。</u> <u>(2) 児童の居室の1室の定員は，これを4人以下とし，その面積は，1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし，乳幼児のみの居室の1室の定員は，これを6人以下とし，その面積は，1人につき3.3平方メートル以上とすること。</u> <u>(3) 入所している児童の年齢等に応じ，男子と女子の居室を別にすること。</u> <u>(4) 便所は，男子用と女子用とを別にすること。ただし，少数の児童を対象として設けるときは，この限りでない。</u> <u>(5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には，医務室及び静養室を設けること。</u> <u>(6) 入所している児童の年齢，適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。</u> <u>(職員)</u> <u>第46条 児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし，児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> <u>2 家庭支援専門相談員は，社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者，児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u> <u>4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u> <u>5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</u> <u>6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</u> <u>7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。</u> <u>(児童養護施設の長の資格等)</u> <u>第47条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u> <u>(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者</u>

(現 行)	(改 正 後)
	(2) <u>社会福祉士の資格を有する者</u> (3) <u>児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</u> (4) <u>市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第42条の2第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア <u>児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</u> イ <u>社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</u> ウ <u>社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</u> 2 <u>児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第42条の2第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> <u>（児童指導員の資格）</u> 第48条 <u>児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> (1) <u>基準府令第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (2) <u>社会福祉士の資格を有する者</u>

(現 行)	(改 正 後)
	(3) <u>精神保健福祉士の資格を有する者</u> (4) <u>学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (5) <u>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</u> (6) <u>学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (7) <u>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u> (8) <u>学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第43条第1項第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</u> (9) <u>教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの</u> (10) <u>3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(養護)</u> <u>第 4 9 条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u> <u>(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)</u> <u>第 5 0 条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</u> <u>2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u> <u>3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じて行う実習、講習等の支援により行わなければならない。</u> <u>4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u> <u>(自立支援計画の策定)</u> <u>第 5 1 条 児童養護施設の長は、第 4 9 条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> <u>(業務の質の評価等)</u> <u>第 5 2 条 児童養護施設は、自らその行う法第 4 1 条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(児童と起居を共にする職員)</u> <u>第 5 3 条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも 1 人を児童と起居を共にさせなければならない。</u> <u>(関係機関との連携)</u> <u>第 5 4 条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u> <u>第 7 章 福祉型障害児入所施設</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 5 5 条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。</u> <u>ただし、児童 3 0 人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童 3 0 人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</u> <u>(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>は、職業指導に必要な設備を設けること。</u> (3) <u>主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</u> ア <u>遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</u> イ <u>浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</u> (4) <u>主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</u> (5) <u>主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</u> ア <u>支援室及び屋外遊戯場</u> イ <u>浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u> (6) <u>主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。</u> (7) <u>児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。</u> (8) <u>入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</u> (9) <u>便所は、男子用と女子用とを別にすること。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(職員)</u> <u>第56条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> <u>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u> <u>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。</u> <u>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第70条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> <u>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</u> <u>6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>保育士の総数については、第3項の規定を準用する。</u> <u>7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u> <u>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数、児童おおむね20人につき1人以上とする。</u> <u>9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</u> <u>10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u> <u>11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。</u> <u>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> <u>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。</u> <u>14 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>15 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u> <u>(生活指導及び学習指導)</u> <u>第57条 福祉型障害児入所施設における生活指導は，児童が日常の起居の間に，当該福祉型障害児入所施設を退所した後，できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。</u> <u>2 福祉型障害児入所施設における学習指導については，第50条第2項の規定を準用する。</u> <u>(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)</u> <u>第58条 福祉型障害児入所施設における職業指導は，児童の適性に応じ，児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。</u> <u>2 前項に規定するほか，福祉型障害児入所施設における職業指導については，第50条第3項の規定を準用する。</u> <u>(入所支援計画の作成)</u> <u>第59条 福祉型障害児入所施設の長は，児童の保護者及び児童の意向，児童の適性，児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し，これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(児童と起居を共にする職員)</u> <u>第 6 0 条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第 5 3 条の規定を準用する。</u> <u>(保護者等との連絡)</u> <u>第 6 1 条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。</u> <u>(心理学的及び精神医学的診査)</u> <u>第 6 2 条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u> <u>(入所した児童に対する健康診断)</u> <u>第 6 3 条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第 1 6 条第 1 項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</u> <u>2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第 1 6 条第 1 項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</u> 第 8 章 医療型障害児入所施設

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(設備の基準)</u> <u>第 6 4 条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。</u> <u>(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。</u> <u>(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。</u> <u>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</u> <u>(職員)</u> <u>第 6 5 条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</u> <u>2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を 6 . 7 で除して得た数以上とする。</u> <u>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第 1 項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。</u> <u>5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。</u> <u>6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。</u> <u>7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。</u> <u>（心理学的及び精神医学的診査）</u> <u>第66条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第62条の規定を準用する。</u> <u>（入所した児童に対する健康診断）</u> <u>第67条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</u> <u>（児童と起居を共にする職員等）</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>第 6 8 条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員，生活指導，学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については，第 5 3 条，第 5 7 条，第 5 8 条及び第 6 1 条の規定を準用する。</u> <u>2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については，第 5 9 条の規定を準用する。</u> <u>第 9 章 児童発達支援センター</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 6 9 条 児童発達支援センターの設備の基準は，発達支援室，遊戯室，屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。） ， 医務室，相談室，調理室，便所，静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。</u> <u>2 児童発達支援センターにおいて，肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には，前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて，医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。</u> <u>3 第 1 項の発達支援室及び遊戯室は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(1) 発達支援室の 1 室の定員は，これをおおむね 1 0 人とし，その面積は，児童 1 人につき 2 . 4 7 平方メートル以上とすること。</u> <u>(2) 遊戯室の面積は，児童 1 人につき 1 . 6 5 平方メートル以上とすること。</u> <u>(職員)</u>

(現 行)	(改 正 後)
	第70条 <u>児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準府令第63条第1項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u> (1) <u>児童40人以下を通わせる施設 栄養士</u> (2) <u>調理業務の全部を委託する施設 調理員</u> (3) <u>医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</u> (4) <u>当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</u> (5) <u>当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>業務をいう。)を行う場合 看護職員</u> <u>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。</u> <u>3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。</u> <u>4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u> <u>5 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u> <u>（生活指導及び計画の作成）</u> <u>第71条 児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第57条第1項及び第59条の規定を準用する。</u> <u>（保護者等との連絡）</u> <u>第72条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。</u> <u>(心理学的及び精神医学的診査)</u> <u>第 7 3 条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</u> <u>第 1 0 章 児童心理治療施設</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 7 4 条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</u> <u>(2) 児童の居室の 1 室の定員は、これを 4 人以下とし、その面積は、1 人につき 4 . 9 5 平方メートル以上とすること。</u> <u>(3) 男子と女子の居室は、これを別にすること。</u> <u>(4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</u> <u>(職員)</u> <u>第 7 5 条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</u> <u>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	3 <u>心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</u> 4 <u>家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> 5 <u>心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。</u> 6 <u>児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</u> <u>(児童心理治療施設の長の資格等)</u> 第76条 <u>児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第74条第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u> (1) <u>医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者</u> (2) <u>社会福祉士の資格を有する者</u> (3) <u>児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</u> (4) <u>市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>って、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準府令第74条第1項第4号のこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものの</u> <u>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</u> <u>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</u> <u>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</u> <u>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第74条第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> <u>（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）</u> <u>第77条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</u> <u>2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u> <u>（自立支援計画の策定）</u> <u>第78条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> <u>(業務の質の評価等)</u> <u>第 7 9 条 児童心理治療施設は、自らその行う法第 4 3 条の 2 に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>(児童と起居を共にする職員)</u> <u>第 8 0 条 児童心理治療施設については、第 5 3 条の規定を準用する。</u> <u>(関係機関との連携)</u> <u>第 8 1 条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</u> <u>第 1 1 章 児童自立支援施設</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 8 2 条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。</u> <u>2 前項に規定する設備以外の設備については、第 4 5 条（第 2 号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(職員)</u> <u>第 8 3 条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童 4 0 人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> <u>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に 5 年以上従事した者又は法第 1 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>3 心理療法を行う必要があると認められる児童 1 0 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u> <u>4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 1 0 2 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するものでなければならない。</u> <u>5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</u> <u>6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童 4 . 5 人につき 1 人以上とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>(児童自立支援施設の長の資格等)</u> <u>第 8 4 条</u> <u>児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こ</u> <u>ども家庭庁組織規則（令和 5 年内閣府令第 3 8 号）第 1 6 条に規定する人材</u> <u>育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させ</u> <u>るための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識</u> <u>見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければ</u> <u>ならない。</u> <u>(1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者</u> <u>(2) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に 5 年以上</u> <u>(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技</u> <u>能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了し</u> <u>た者にあつては、3 年以上）従事した者</u> <u>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ</u> <u>つて、次に掲げる期間の合計が 5 年以上（人材育成センターが行う講習課</u> <u>程を修了した者にあつては、3 年以上）であるもの</u> <u>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都</u> <u>道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業</u> <u>務を含む。）に従事した期間</u> <u>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事</u> <u>した期間</u> <u>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該</u> <u>当する期間を除く。）</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第81条第2項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u> <u>(児童自立支援専門員の資格)</u> <u>第85条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>(1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者</u> <u>(2) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(3) 基準府令第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u> <u>(4) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</u> <u>(5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</u>

(現 行)	(改 正 後)
	(6) <u>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</u> (7) <u>学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第82条第1項第7号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</u> (8) <u>教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの</u> <u>(児童生活支援員の資格)</u> <u>第86条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>(1) 保育士の資格を有する者</u> <u>(2) 社会福祉士の資格を有する者</u> <u>(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者</u> <u>(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)</u> <u>第87条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がそ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>の適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</u> <u>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。</u> <u>3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第50条（第2項を除く。）の規定を準用する。</u> <u>（自立支援計画の策定）</u> <u>第88条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> <u>（業務の質の評価等）</u> <u>第89条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>（児童と起居を共にする職員）</u> <u>第90条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。</u> <u>（関係機関との連携）</u> <u>第91条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>た</u>らなければならない。 <u>(心理学的及び精神医学的診査等)</u> <u>第 9 2 条</u> <u>児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。</u> <u>第 1 2 章</u> <u>児童家庭支援センター</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 9 3 条</u> <u>児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。</u> <u>(職員)</u> <u>第 9 4 条</u> <u>児童家庭支援センターには、法第 4 4 条の 2 第 1 項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。</u> <u>2</u> <u>前項の職員は、法第 1 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</u> <u>第 9 5 条</u> <u>児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</u> <u>2</u> <u>児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</u> <u>3</u> <u>児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>ならない。</u> <u>第 1 3 章 里親支援センター</u> <u>(設備の基準)</u> <u>第 9 6 条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第 3 項第 3 号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。</u> <u>(職員)</u> <u>第 9 7 条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。</u> <u>2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u>(1) 法第 1 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する者</u> <u>(2) 里親として 5 年以上の委託児童（法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第 2 号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 1 条の 1 0 に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者</u> <u>(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前 2 号に該当する者と</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>同等以上の能力を有すると認める者</u> <u>3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> (1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u> (2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者</u> (3) <u>里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u> <u>4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u> (1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u> (2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者</u> (3) <u>里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u> <u>(里親支援センターの長の資格等)</u> <u>第98条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者で</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>あつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u> (1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u> (2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者</u> (3) <u>市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u> <u>(里親支援)</u> <u>第99条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</u> <u>(業務の質の評価等)</u> <u>第100条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
第5章 (省 略) (電磁的記録) 第41条 (省 略) 附 則 1 (省 略) 2 第26条第3項に規定する大学は大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含むものとし、第28条第5号に規定する高等学校は中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含むものとする。 3・4 (省 略) 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。 6・7 (省 略)	<u>(関係機関との連携)</u> 第101条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。 第14章 (省 略) (電磁的記録) 第102条 (省 略) 附 則 1 (省 略) 2 第24条の4第4項、第26条第3項、第42条第2項第6号ア、第46条第4項、第48条第4号、第75条第3項、第83条第4項及び第85条第4号に規定する大学は大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学を含むものとし、第28条第5号、第42条第2項第4号、第48条第8号及び第85条第7号に規定する高等学校は中等学校令(昭和18年勅令第36号)の規定による中等学校を含むものとする。 3・4 (省 略) 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。 6・7 (省 略) 8 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>整備に関する省令（平成２９年厚生労働省令第３８号。以下この項及び次項において「整備省令」という。）の施行の日前に整備省令第４条の規定による改正前の基準府令第７３条第４項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、第７５条第４項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。</u> <u>９ 整備省令の施行の日前に整備省令第４条の規定による改正前の基準府令第７４条第１項第３号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、第７６条第１項第３号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。</u>

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年豊中市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項前段中「から第９条まで」を「第８条、第９条」に、「第１５条」を「第１５条（第４項ただし書を除く。）」に、「第２０条」を「第２０条第１項、第３項及び第４項」に改め、同項の表中「第２０条第２項」を「第２０条第３項」に改める。
- ３ 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項」を「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年豊中市条例第５９号）第２４条の４第６項」に改め、同項第２号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４９条第１項」を「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第５６条第１項」に改める。

市議案第 1 1 3 号

豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の設定について

豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所設置市への移行に伴い，一時保護施設の設備及び
運営に関する基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例で定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第 9 条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第 10 条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第 33 条の 3 の 3 に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第 11 条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第 12 条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第 13 条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第 14 条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第 16 条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第

8号及び第29条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。),相談室,食堂(ユニット(居室,居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備,浴室及び便所により一体的に構成される場所であって,その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第20条第1項及び第2項において同じ。))を整備し,各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。),調理室,浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう,ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は,児童が穏やかに過ごすことができ,安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の1室の定員は,これを4人以下とし,その面積は,1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし,乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は,これを6人以下とし,その面積は,1人につき3.3平方メートル以上とすること。

(5) 少年の居室の1室の定員は,1人とするよう努めるとともに,その面積は,8平方メートル以上とするよう努めること。

(6) 少年であっても,その福祉のために必要があるときは,複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるよう,複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

(7) 入所している児童の年齢等に応じ,男子と女子の居室を別にすること。

(8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は,児

童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(9) 浴室及び便所は，男子用と女子用とを別にすること。

ただし，少数の児童を対象として設けるときは，この限りでない。

(10) 居室，浴室及び便所を設けるに当たっては，入所する児童の年齢，性別，性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には，医務室及び静養室を設けること。

(12) 児童の生活の場は，児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は，常に自己研鑽^{さん}に励み，法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は，一時保護施設の職員に対し，その資質の向上のために，一時保護施設に入所している児童の権利の擁護，児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第 19 条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第 22 条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満 2 歳に満たない幼児おおむね 1.6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね 10 人につき 1 人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第 20 条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員 2 人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員 1 人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2 人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応を行う

場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第21条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）第20条第4項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 基準府令第21条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（2） 社会福祉士の資格を有する者

（3） 精神保健福祉士の資格を有する者

- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は基準府令第21条第1項第8号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専

修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第 24 条 学習指導員は，教育職員免許法に規定する小学校，中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を 2 人以上置くものにあつては，教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 25 条 一時保護施設は，他の社会福祉施設を併せて設置するときは，必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は，入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については，適用しない。

（衛生管理等）

第 26 条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備，食器等又は飲用に供する水については，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は，当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，職員に対し，感染

症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第28条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境

その他の事情を勘案し，通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は，児童の家庭の状況に応じ，親子関係の再構築等が図られるよう，必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は，児童が適切な支援を受けられるよう，一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第31条 児童相談所長は，児童の通学する学校及び必要に応じ警察，医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第32条 一時保護施設においては，次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

（1）入所する児童の支援に関する事項

（2）その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第33条 一時保護施設には，入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第34条 一時保護施設の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は，一時保護施設の職員であった者が，正当な理由なく，その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第35条 市長は，一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じな

ければならない。

- 2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）第46条及び第53条の規定を準用する。
- 3 令和8年3月31日までの間は、第21条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

市議案第 1 1 4 号

豊中市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について

豊中市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童相談所設置市への移行に伴い，指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 指定福祉型障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準

第 1 節 人員に関する基準（第 5 条）

第 2 節 設備に関する基準（第 6 条）

第 3 節 運営に関する基準（第 7 条―第 5 5 条）

第 3 章 指定医療型障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準

第 1 節 人員に関する基準（第 5 6 条）

第 2 節 設備に関する基準（第 5 7 条）

第 3 節 運営に関する基準（第 5 8 条―第 6 1 条）

第 4 章 雑則（第 6 2 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条の 9 第 3 項（法第 24 条の 10 第 4 項及び第 24 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 21 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号並びに第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，指定障害児入所施設の指定の要件並びに指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は，法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する

基準（平成２４年厚生労働省令第１６号。以下「基準府令」という。）の例による。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第３条 指定障害児入所施設等は，入所給付決定保護者及び障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（１５歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し，これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- ２ 指定障害児入所施設等は，当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して，常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- ３ 指定障害児入所施設等は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，都道府県（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市及び法第５９条の４第１項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。），市町村（特別区を含む。），障害福祉サービスを行う者，他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ４ 指定障害児入所施設等は，当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施す

る等の措置を講じなければならない。

(指定障害児入所施設の指定の要件)

第4条 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員，設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法

律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上)

(イ) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。)(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上)

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第56条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第2節 設備に関する基準

（設備）

- 第6条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢，適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室，支援室，職業指導に必要な設備，音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり，特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
 - (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室，支援室，職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室，屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 第1項の居室の基準は，次のとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は，4人以下とすること。
 - (2) 障害児1人当たりの床面積は，4.95平方メートル以上とすること。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず，乳児又は幼児（第56条第1項第2号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし，1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
 - (4) 入所している障害児の年齢等に応じ，男子と女子の居室を別にすること。
- 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は，その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は，専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし，障害児の支援に支障がない場合は，第1項及び第2

項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第36条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講

じなければならない。

（受給資格の確認）

第 1 1 条 指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の提供を求められた場合は，入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって，入所給付決定の有無，給付決定期間等確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第 1 2 条 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について，必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 1 3 条 指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の提供に当たっては，障害児の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第 1 4 条 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては，速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第 1 5 条 指定福祉型障害児入所施設は，入所又は退所に際しては，当該指定福祉型障害児入所施設の名称，入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を，その入所給付決定保護者の入所受

給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに市に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第17条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第17条第4項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定福祉型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に

対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（入所利用者負担額に係る管理）

第 19 条 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは，これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において，当該指定福祉型障害児入所施設は，これらの指定入所支援の状況を確認の上，入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに，当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

（障害児入所給付費等の額に係る通知等）

第 20 条 指定福祉型障害児入所施設は，法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は，入所給付決定保護者に対し，当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，第 18 条第 2 項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定入所支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（指定入所支援の取扱方針）

第 21 条 指定福祉型障害児入所施設は，入所支援計画及び移行支援計画に基づき，障害児の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は，障害児ができる限り良好な

家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(入所支援計画の作成等)

第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない

らない。

(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

(移行支援計画の作成等)

第23条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に

規定する移行支援計画の作成について準用する。

- 6 前条第3項，第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は，第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第24条 児童発達支援管理責任者は，前2条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第26条に規定する相談及び援助を行うこと。

（2） 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

- 2 児童発達支援管理責任者は，業務を行うに当たっては，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

（検討等）

第25条 指定福祉型障害児入所施設は，障害児について，その心身の状況等に照らし，法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより，当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し，入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し，必要な援助を行わなければならない。

（相談及び援助）

第26条 指定福祉型障害児入所施設は，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，障害児又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第28条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 29 条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第 30 条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 3 1 条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第 3 2 条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 3 3 条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る基準府令第 3 1 条のこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第45条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第42条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(衛生管理等)

- 第43条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第44条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(掲示)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供

に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３） 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待等の禁止）

第４７条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（３） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を

置くこと。

（秘密保持等）

第48条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障

害児相談支援事業者等」という。），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は，障害児相談支援事業者等，障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，障害児又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第51条 指定福祉型障害児入所施設は，その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は，その提供した指定入所支援に関し，法第24条の15第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに，市長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は，市長からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第52条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

(2) 第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第34条の規定による都道府県への通知に係る記録

(4) 第46条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員，設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第56条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

- (2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上

(イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

- (3) 心理支援を担当する職員 1以上（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療

型障害児入所施設に限る。)

(5) 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第60号）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2節 設備に関する基準

（設備）

第57条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

(2) 支援室及び浴室を有すること。

- 2 次に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。
- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第58条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

(2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第59条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当

該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第60条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第61条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、第31条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第45条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第60条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条にお

いて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条(第61条において準用する場合を含む。),第15条第1項(第61条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については,書面に代えて,当該書面に係る電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって,電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は,交付,説明,同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち,この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては,当該交付等の相手方の承諾を得て,当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ,書面に代えて,電磁的方法(電子的方法,磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

- 1 この条例は,令和7年4月1日から施行する。
- 2 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第51条第7項中「大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第105号)第54条」を「豊中市指定障害児入所施設等の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年豊中市条例第 号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第56条」に改める。

第53条第3項中「大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員,設備及び運営に関する基準

を定める条例第 5 4 条」を「指定入所施設基準条例第 5 7 条」
に改める。

市議案第 1 1 5 号

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

豊中市立豊島公園野球場の改修に伴い野球場夜間照明施設
使用料の限度額を改正するとともに，体育館及び武道館ひびき
の個人使用について利用料金制度を導入するため，提案するも
のである。

豊中市条例第 号

豊中市体育施設条例の一部を改正する条例

豊中市体育施設条例（昭和 5 6 年豊中市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（使用料） 第 7 条 使用者（<u>温水プールの使用の承認を受けた者（以下「温水プール使用者」という。）</u>を除く。）は，別表第 1 から別表第 7 までに定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし，二ノ切少年球技場の使用については，無料とする。 2 ～ 4 （省 略） （利用料金） 第 1 6 条 市長は，指定管理者に<u>温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 2 利用料金の額は，<u>別表第 8</u>に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 （省 略） （利用料金の前納及び返還） 第 1 8 条 <u>温水プール使用者</u>は，利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。	（使用料） 第 7 条 使用者（<u>第 1 8 条第 1 項に規定する者を除く。</u>）は，別表第 1 から別表第 7 までに定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし，二ノ切少年球技場の使用については，無料とする。 2 ～ 4 （省 略） （利用料金） 第 1 6 条 市長は，指定管理者に<u>豊島体育館，柴原体育館，庄内体育館，千里体育館及び高川スポーツルームに係る別表第 8 備考の 1 に規定する個人使用，武道館ひびきに係る別表第 1 0 備考の 1 に規定する個人使用並びに温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 2 利用料金の額は，<u>別表第 8 から別表第 1 0 までに</u>定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 （省 略） （利用料金の前納及び返還） 第 1 8 条 <u>豊島体育館，柴原体育館，庄内体育館，千里体育館若しくは高川スポーツルームに係る別表第 8 備考の 1 に規定する個人使用，武道館ひびきに係る別表第 1 0 備考の 1 に規定する個人使用又は温水プールの使用の承認</u>

(現 行)					(改 正 後)				
2 (省 略)					を <u>受けた者</u> は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				
別表第 1					2 (省 略)				
体育館使用料金表					体育館の専用使用に係る使用料金表				
区分			使用料 (1 日につ き)	超過使用料 (1 時間以内につき)	区分		使用料 (1 日につ き)	超過使用料 (1 時間以内につき)	
専用使用	豊 島 体 育	(省 略)			豊島体育館	(省 略)			
	館								
	柴 原 体 育								
	館								
	庄 内 体 育								
	館								
	千 里 体 育								
	館								
高 川 ス ポ				高川スポーツルー					
ー ツ ル ー				ム					
ム									
個人使用	大人	1 人 1 回 (3 時間以	回数券料金	1 人 1 回券 1 1 枚つづ					
		内)		り					
		4 0 0 円		4 , 0 0 0 円					
	小人	1 人 1 回 (3 時間以	回数券料金	1 人 1 回券 1 1 枚つづ					
	内)		り						

(現 行)					(改 正 後)				
		2 0 0 円		2, 0 0 0 円	備考				
備考									
1 この表における「専用使用」とは、 <u>団体による各施設（この表の専用使用の区分に掲げる各施設をいう。備考の2において同じ。）の全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。</u>					1 この表における「専用使用」とは、 <u>団体が各施設の全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。</u>				
2 <u>この表における「個人使用」とは、各施設（会議室及び競技役員室を除く。）を共同して利用することをいう。</u>					2 （省 略）				
3 （省 略）					3 市外居住者が専用使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の2</u> の使用料金）の10割を加算する。				
4 市外居住者が専用使用するときは、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の3</u> の使用料金）の10割を加算する。					4 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の2</u> の使用料金）の20割、市外居住者が当該専用使用するときは、 <u>備考の3</u> の使用料金の20割を加算する。				
5 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の3</u> の使用料金）の20割、市外居住者が当該専用使用するときは、 <u>備考の4</u> の使用料金の20割を加算する。					5 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（アマチュアスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の2</u> の使用料金）の20割、市外居住者が当該専用使用するときは、 <u>備考の3</u> の使用料金の20割を加算する。				
6 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（プロスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の3</u> の使用料金）の40割、市外居住者が当該専用使用するときは、 <u>備考の4</u> の使用料金の40割を加算する。					5 入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するとき（プロスポーツに限る。）は、当該使用料金（使用が休日であるときは、 <u>備考の2</u> の使用料金）の40割、市外居住者が当該専用使用するときは、 <u>備考の3</u> の使用料金の40割を加算する。				
7 <u>市外居住者が個人使用するときは、当該使用料金の10割を加算する。</u>									
別表第3					別表第3				
野球場使用料金表					野球場使用料金表				

(現 行)			(改 正 後)		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	料金		単位	料金
(省 略)			(省 略)		
野球場夜間照明施設	1 回 (1 時間以内)	1 2 , 0 0 0 円	野球場夜間照明施設	1 回 (1 時間以内)	8 , 0 0 0 円
備考 (省 略)			備考 (省 略)		
別表第 5			別表第 5		
武道館ひびき使用料金表			武道館ひびきの専用使用に係る使用料金表		
区分	使用料 (1 日につき)	超過使用料 (1 時間以内につき)	区分	使用料 (1 日につき)	超過使用料 (1 時間以内につき)
専用使用	小 体 育 室	(省 略)	小体育室	(省 略)	
	第 1 競 技 場		第 1 競技場		
	第 2 競 技 場		第 2 競技場		
	弓道場		弓道場		
	多 目 的 室		多目的室		
	大 会 議 室		大会議室		
	小 会 議 室		小会議室		

(現 行)				(改 正 後)					
個人使用	大人	1人1回(3時間以内)	回数券料金						
		400円						1人1回券11枚つづり	4,000円
	小人	1人1回(3時間以内)	回数券料金					1人1回券11枚つづり	
		200円							
備考				備考					
1 この表における「専用使用」とは、 <u>団体による各施設（この表の専用使用の区分に掲げる各施設をいう。次項において同じ。）の全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。</u>				1 この表における「専用使用」とは、 <u>団体が各施設の全部又は一部を専用して利用することをいい、当該使用承認の基準は、市長が別に定める。</u>					
2 この表における「個人使用」とは、 <u>個人が各施設（大会議室及び小会議室を除く。）を共同して利用することをいう。</u>				2 <u>別表第1備考の2から備考の4までの規定は、この表について適用する。</u>					
3 <u>別表第1の1の表の備考の3から5まで及び備考の7の規定は、この表について適用する。</u>				別表第8 体育館の個人使用に係る利用料金表					
				備考					

(現 行)	(改 正 後)											
別表第 8 (省 略)	<u>1 この表における「個人使用」とは、別表第 1 に掲げる各施設（会議室及び競技役員室を除く。）を共同して利用することをいう。</u>											
	<u>2 この表における「1 回」とは、3 時間以内の使用をいう。</u>											
	<u>3 市外居住者が個人使用するときは、当該利用料金の 1 0 割の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を加算する。</u>											
	別表第 9 (省 略)											
	別表第 1 0											
	武道館ひびきの個人使用に係る利用料金表											
	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><th>利用料金 (1 回につき)</th><th>回数券利用料金</th></tr><tr><td>大人</td><td>1 人 4 0 0 円</td><td>1 人 1 1 回 4, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>小人</td><td>1 人 2 0 0 円</td><td>1 人 1 1 回 2, 0 0 0 円</td></tr></table>	区分	利用料金		利用料金 (1 回につき)	回数券利用料金	大人	1 人 4 0 0 円	1 人 1 1 回 4, 0 0 0 円	小人	1 人 2 0 0 円	1 人 1 1 回 2, 0 0 0 円
	区分		利用料金									
		利用料金 (1 回につき)	回数券利用料金									
	大人	1 人 4 0 0 円	1 人 1 1 回 4, 0 0 0 円									
小人	1 人 2 0 0 円	1 人 1 1 回 2, 0 0 0 円										
備考												
<u>1 この表における「個人使用」とは、別表第 5 に掲げる各施設（大会議室及び小会議室を除く。）を共同して利用することをいう。</u>												
<u>2 別表第 8 備考の 2 及び備考の 3 の規定は、この表について適用する。</u>												

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第 3 の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

- 2 この条例による改正後の豊中市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定は，令和7年3月1日以後に徴収する同年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 この条例による改正前の豊中市体育施設条例第7条第1項の規定により令和8年4月1日以後の豊島体育館，柴原体育館，庄内体育館，千里体育館若しくは高川スポーツルームの個人使用（同条例別表第1備考の2に規定する個人使用をいう。）又は武道館ひびきの個人使用（同条例別表第5備考の2に規定する個人使用をいう。）に係る使用料を前納した者は，新条例第18条第1項の規定により同日以後の当該施設の利用料金（新条例第16条第1項に規定する利用料金をいう。）を前納した者とみなす。